

記載例 元の戸籍に戻る場合(協議離婚)

書 き 方

離 婚 届

令和7年5月30日届出

鹿児島県いちき串木野市長 殿

届書を出される際は、顔写真付きの公的機関の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)をご持参ください。

※「協議離婚」の場合は、届書の右半分の「証人」欄に18歳以上の方2名の署名等が必要です。

網の掛かっている部分は記入不要です。

(1)	氏 名 (フリガナ) 生 年 月 日	クシキノ 串木野 太郎 平成 2 年 5 月 23 日	タロウ 串木野 花子 平成 4 年 7 月 8 日	クシキノ ハナコ
	住所	鹿児島県いちき串木野市 昭和通 1 3 3 番地 1	鹿児島県いちき串木野市 昭和通 1 3 3 番地 1	
(2)	本籍	鹿児島県いちき串木野市旭町133 番地 1 筆頭者の氏名 串木野 太郎		
	父母及び養父母の氏名	夫の父 鹿児島 三郎 母 鹿児島 和子	続き柄 妻の父 市来 次郎 母 市来 良子	続き柄 長男 長女
	父母との続き柄	養父 串木野 一郎 養母 串木野 春子	続き柄 養父 養母	続き柄 養子 養女
(3)	離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 年 月 日 成立 ☐ 請求の認諾 年 月 日 認諾 ☐ 審判 年 月 日 確定 ☐ 和解 年 月 日 成立 ☐ 請求の認諾 年 月 日 認諾 ☐ 審判 年 月 日 確定		
(4)	婚姻前の氏に 戻る者の本籍	☒ 夫 は 元もとの戸籍にもどる ☒ 妻 は ☐ 新しい戸籍をつくる 鹿児島県いちき串木野市湊町18 番地 筆頭者 市来 次郎 の氏名		
(5)	未成年の子の氏 名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子	串木野金太郎
(6)	同居の期間	令和元 年 4 月 から 年 月 日 まで		
(7)	別居する前の住 所	番地 番		
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービスを個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人まで世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4に当てはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(9)	夫婦の職業	夫 03	妻 04	
(10)	そ の 他			
	届 出 入 署 名 押 印	串木野 太郎	串木野 花子	

夫、妻の氏名(フリガナ)、生年月日を記入します。

※氏名は字を崩さず、ていねいにご記入ください。

※生年月日の年号は省略せず記入してください。(例、S→昭和 H→平成)

現在の住所(住民票のある所)を記入します。

※住所を変更する場合は、別途「住民異動届」の提出が必要です。

※住所は正確に記入してください。(例、昭和通133-1 → 昭和通133番地1)

本籍と筆頭者の氏名を記入します。

※本籍は県名から記入してください。(例、鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1)

※筆頭者については、結婚時に姓が変わらなかった人が筆頭者です。わからない場合は戸籍謄本や住民票でご確認ください。

実父母の氏名と続き柄を書いていただきます。

※亡くなっても書きます。

養父母の氏名を書いていただきます。(養子縁組をしている場合のみ)

離婚の種別について一つチェックをいただきます。

※通常の離婚は、協議離婚になります。

※協議離婚以外にチェックを入れる場合は、必ず裁判所からの証明がありますので、それにもとづいて、記入してください

結婚された際に姓を変更された方は、離婚によって姓・戸籍が変動します。

結婚前の戸籍に戻る(結婚前の姓に戻る)場合の本籍・筆頭者は、婚姻前のものを記入してください。

子どもの親権者を決めていただきます。

※18歳以上の子どもについては記入不要です。子どもが複数人いる場合でも、氏名はフルネームで記入してください。

実際同居していた期間・別居前の住所を記入します。

※別居していないときは、『別居したとき』と『別居する前の住所』の記入は不要です。

別居前の世帯の仕事内容の当てはまるものにチェックを入れます。(通常は世帯主の仕事)

※一般的に言う「会社員」の世帯であれば、3か4になります。

令和8年3月31日までに届出をする場合は、「職業例示表」を参考にして、夫婦それぞれの職業を記入してください。

網の掛かっている部分は記入不要です。

署名欄は必ず本人が書いてください。(本人が書いていないと無効になります。)

※押印は任意です。